

公益財団法人東京都中小企業振興公社
平成 30 年度第 4 回臨時理事会（決議の省略）議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた日 平成 30 年 12 月 10 日
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 理事長 福田 良行
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事 理事長 福田 良行
- 4 理事の現在数 10 名
監事の現在数 2 名
- 5 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- 1 理事会の決議の目的である事項

議案第 1 号 職員就業規程の改正に関する件

職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、結婚休暇の取得方法について見直しを図るため、当公社の職員就業規程（公社理事会規程第 7 号）を改正することについて提案する。

- 1 改正内容

以下の通り、職員就業規程の一部改正を行う。

- (1) 業務の都合等に応じて時期をずらした休暇取得を可能とするため、結婚休暇の取得始期について、婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれかを職員が選択できるよう改正する。
(第 17 条関係)

- 2 施行日

平成 31 年 1 月 1 日

議案第 2 号 職員給与規程の改正に関する件

賞与支給月数について、都や民間の手当の状況等を考慮し、見直しを図るため、当公社の職員給与規程（公社理事会規程第 8 号）を改正することについて提案する。

- 1 改正内容

以下の通り、職員給与規程の一部改正を行う。

- (1) 賞与支給月数について都の改正にあわせ、見直しを図る。(年間 4.5 月→4.6 月)
(第 19 条関係) ※平成 30 年 12 月支給分から

- 2 施行日

東京都「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の公布日に施行するものとする。ただし、賞与支給月数に係る規定については、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

以上のとおり、理事長福田良行が理事及び監事の全員に対し、上記事項について提案書を発し、当該提案につき、書面により、理事の全員から同意の意思表示を、監事の全員から異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の規定により、理事会の決議があったものとみなされた。これを証するため、議事録の作成に係る職務を行った理事が署名押印する。

平成30年12月13日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 福田 良行 印